

令和6年9月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和6年9月2日（月）午前11時00分～11時40分
場所 市役所2階 第3委員会室
出席 市政記者クラブ8社9名

会見内容

1. 話題提供（3項目）

1 「阿寒摩周国立公園指定90周年」について

- はじめに「阿寒摩周国立公園指定90周年」についてです。
- 今年で指定90周年を迎える阿寒摩周国立公園は、国内でも有数の大きさをもつ国立公園であり、その壮大な自然環境や地域独自の文化などは、国内はもとより世界中から注目されており、釧路市にとっても大切な地域の宝のひとつであると感じております。
- この記念すべき年を祝し、当市をはじめ関係する11の自治体とその観光協会で構成する「阿寒摩周国立公園広域観光協議会」が環境省との共催により、9月27日（金曜日）に弟子屈町の釧路圏摩周観光文化センターにて記念式典を開催します。
- この記念式典では、国土交通省認定の観光カリスマである山田桂一郎氏、そして「クスリ凸凹旅行舎」を起業され、現在は出版業を中心に活動されている自然ガイド塩博文氏による基調講演や次代の担い手として期待される3名の有識者をパネラーに迎えたパネルディスカッションを予定しており、100周年に向けた提言や助言をいただく内容となっております。
- また、この広域観光協議会では、7月から10月末までの間、関係11市町を巡り、抽選で地域の特産品が当たる「阿寒摩周国立公園90周年ドライブスタンプラリー」を実施しております。詳しい情報は広報くしろ9月号または広域観光協議会のホームページ、インスタグラムにて周知しております。
- さらに関連して、10月には、ひがし北海道の3つの国立公園（阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園、知床国立公園）とまちを結んだ全長約410kmにも及ぶ「北海道東トレイル」が全線開通し、開通式も予定されております。
- 今回の節目をしっかりと盛り上げるとともに、100周年に向けて地域の自然環境の保全と観光資源としての活用に取り組んでまいりたいと考えております。

2 観光交流都市・岡山市への友好親善交流訪問団の参加者募集について

- 2点目は、岡山市との友好親善交流についてです。
- 岡山市への友好親善交流訪問団の参加者募集を行っているところです。
- 岡山県岡山市とは、昭和54年に岡山市の後楽園から釧路市の丹頂鶴自然公園に送られてきたタンチョウの卵を人工ふ化させたことがきっかけとなり観光交流都市として観光や物産を通じた密接な交流を行っており、本年（令和6年）で45年目を迎えます。
- 令和元年からは、5年に1度、友好親善交流訪問団を双方より派遣することとしており、既にお知らせのとおり岡山市からの友好親善交流訪問団につきましては7月29日（月曜日）に訪問いただいております。
- 岡山市への訪問の日程につきましては、11月11日（月曜日）から14日（木曜日）までの3泊4日となっており、岡山市主催の歓迎レセプションへの参加や岡山市内観光の後、広島・呉観光などを予定しています。
- 広報くしろ9月号に改めて募集記事を掲載しています。募集期間は、7月22日（月曜日）から9月30日（月曜日）までとしており、定員の20名に達した時点で募集終了と

なります。

- 岡山市と釧路市、相互の理解を深めるこのような交流をより一層発展させていきたいと考えています。

3 第21回釧路大漁どんぱくの開催について

- 3点目は、第21回釧路大漁どんぱくについてです。
- 来週、9月14日（土曜日）、15日（日曜日）の2日間で幸町緑地及び釧路市観光国際交流センター前庭などの特設会場にて開催されます。
- これに先駆けて、12日（木曜日）には、昨年に引き続き「釧路 すえひろ はしご酒大会」が開催される予定です。ぜひここで盛り上げてどんぱくへ勢いをつけていただければと思います。
- 大漁どんぱくは本年も、様々な屋台グルメが楽しめるほか、姉妹都市・友好都市5市町から特産品が集まります。普段味わうことのできない地域の逸品が楽しめるなど、どんぱくの「ぱく」を体現する内容となっています。
- また、どんぱくの「どん」を体現するメインイベント「釧路大漁どんぱく花火大会」は14日（土曜日）に開催されます。今年は、午後7時から7時50分までの50分を予定しています。
- このほかにも、農業農村フェアや、ステージでのライブイベントなど、さまざまな企画が盛りだくさんですので、ぜひ楽しみにして、参加していただければと思います。

2. 質疑要旨

（質問）

- ・「阿寒摩周国立公園指定90周年」について、釧路市として今後独自のイベントなど考えているものはありますか。

（阿寒観光活性化主幹）

- ・11市町の広域的な取組を中心としておりますが、釧路市の中でも国立公園に関係する部署では90周年の冠を付けた事業を行っているところもあると聞いております。

（市長）

- ・全体の取組であり、独自というところまではいいません。

（質問）

- ・関連事業のトレイルについて、今後の期待をお聞かせください。

（市長）

- ・ロングトレイルについては、ヨルダンでは600kmが整備されるなど、世界で行われていることをしっかり認識しながら進めていく必要があると感じています。そこで410kmの「北海道東トレイル」ができたことは良いPRになっていくものと思っています。410kmは1日で行けるものではありませんので、地域の中でいろいろと進めていくものになります。まさに世界基準のものが完成したことで、あわせて各地域の取組が重要になってきますので、しっかり活かしていきたいと思っています。トレイルの完成については、うれしい気持ちでいっぱいです。

（質問）

- ・宿泊税について、9月の定例会で一定の方向性が伝えられるということですが、小さい宿泊施設は、工事関係者などビジネス利用が多いですけれども、課税免除にならないということです。また、徴収事務は規模の小さい宿泊施設では、負担があると思います。そうい

ったことに対して、どのように理解を得ていかれるのか市長の考えをお聞きしたいと思います。

(市長)

- ・宿泊税につきましては、6月定例会でもご報告しておりましたとおり、導入に向け、観光、宿泊関係団体や学識経験者などで構成する「釧路市宿泊税に関する懇談会」を設置し、これまで3回にわたり懇談会を開催してまいりました。その中で、制度に関するご意見をお聞きしながら具体的な検討を進めてきたところであり、そういった中で宿泊税を導入することを決定し、ご質問の基本的な考え方のほか、税率や用途などを定めたところでございます。

税率につきましては、徴収を担う宿泊施設者の負担とならないよう、1人1泊につき200円の一律定額制としています。免税については、修学旅行やその他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除とすることとし、その他は課税される形となっています。

用途につきましては、一番重要となってくるだろうと思っており、観光振興ビジョンの観光戦略に基づく「受入環境の充実」「地域資源の磨き上げと魅力向上」「持続可能な観光地づくり」の3つの方向性に係る施策への活用を想定しております。

今後のスケジュールといたしましては、9月の議会で重要報告案件としてお示しし、10月にはパブリックコメントを実施、12月定例会に条例案の提案を予定しております。条例制定後は総務省との協議、制度周知の期間を設け、令和8年4月からの徴税開始を目指している状況です。

(質問)

- ・阿寒湖温泉の入湯税超過課税があり、期限が来年3月までと思います。その継続についても検討を始められていますか。

(市長)

- ・入湯税超過課税につきましては、全国に先駆けて観光をしっかりと進めていくために、阿寒湖を対象に阿寒町時代から議論されてきており、10年間という期間の中で、どのように進めていくのかを示しながら行ってきました。その期限がくる中で、今後どうするのかについて、地域と相談しています。これも9月定例会の重要報告案件の中に入れており、「恒久化」を目指して進めているところであります。

入湯税超過課税に加えて宿泊税を導入することとなり、負担が増えることとなりますが、その中で、しっかりと発信し、磨き上げを行い、整えていくという形で理解をいただきたいと考えているところです。

(質問)

- ・入湯税の超過課税については、増額も考えていらっしゃいますか。

(市長)

- ・今までの100円を150円に増額することを議会に報告しながら進めることとしているところです。

(質問)

- ・今、同じ時刻に環境審議会が開かれており、太陽光の条例について検討されておりました。私も途中まで傍聴していましたが、委員の先生から「市街化調整区域も抑制区域に入れて欲しい」という話が出ていました。それに対して市は「法律を超えることは適切ではない」と回答していましたが、その考えは変わらず、市街化調整区域を抑制区域に入れることは難しいことですか。

(市長)

- ・太陽光発電施設の設置については、国の法律やルールの中で進めなければならないものとなっています。その中では市街化調整区域を対象にしていくことは現状難しいです。この

太陽光を主語にした条例では手続きの厳格化をしっかりと進めていきながらも、罰則については公表のようなことに限られてきます。

そのため、自然環境や希少な動植物、景観をしっかりと守っていくということを目的とした新たな手法の検討を同時に進めていくという話をさせていただいています。これは新たな条例制定を視野に進めるということになります。

太陽光発電施設の設置に対しては、ガイドラインで自然を守る意思を示し、条例の制定ではできることを進めていくこととなりますので、本来は太陽光を主語にするものではないと思っています。この豊かな自然や野生動植物をどう守るのかを主語にして、新たな条例の制定を視野に取り組んでいるところです。

(質問)

- ・審議会の中でも、来年度から自然環境を主語にした条例の検討を始めるという話でしたが、その条例ができると皆さまが懸念している市街化調整区域に応える条例になるのでしょうか。

(市長)

- ・そのところは、市街化調整区域に生息する動植物や自然環境も踏まえていくこととなりますので、これから専門家の方にも入っていただき、進めていきたいと思っています。大事なことは、太陽光パネルをどうしたいかではなく、自然環境をどうするかです。再生可能エネルギーとしてこの地域では発電効率が高いということもありながら、しかしどんどん進めていっていいのかというプラスとマイナス面があります。この状況の中で、難しい課題と思っています。

国において東日本大震災の原発の問題からFIT（固定価格買取制度）を作りながら進めている状況と自然を守っていかなければならないという状況がありますので、本市として、豊かな自然を守るためにどうするのかということです。市街化調整区域をどうするかではなく、自然環境をどう考えるかです。